

4・4 商法（運送・海商関係）改正

4・4・1 法制審議会商法（運送・海商関係）部会への対応

商法の一部である運送・海商分野(注 1)は、明治 32(1899)年の制定以来、実質的な見直しが行われていないことから、現代語化に加え、現在の取引実態を踏まえた規律の在り方について、「運送法制研究会」(注 2)にて議論が続けられてきた。

平成 26(2014)年 2 月 7 日に開催された法制審議会総会では、谷垣法務大臣から「商法(運送・海商関係)等の改正に関する諮問第 99 号」(注 3)が発せられ、法制審議会「商法(運送・海商関係)部会」が新たに設置された(旅客運送については「旅客運送分科会」を設置)。その後、同年 4 月から商法改正の審議が行われている。

当協会では商法(運送・海商関係)部会に当協会関係者が委員として参画するとともに、審議内容については、当協会顧問弁護士、法務保険幹事会を中心に「運送法制 WG」を設け、改正が船社実務に沿ったものとなるよう都度対応を検討している。

平成 27(2015)年 1 月の第 9 回会合では、当協会の特に関心の高かった事項については、たたき台の時点で可能な限り意見反映すべく、「定期傭船契約」、「航海傭船契約および個品運送契約」については概要以下とする意見書を提出した。

定期傭船契約:

- ・定義としては、日本海法会の提言および実務を踏まえ、単に船舶に船員を乗り組ませて提供すればよいのではなく、運航可能な状態の船舶即ち艙装され需品が補給された船舶とすべき。
- ・定期傭船者は、船長に対し船舶の利用に関する必要な指示をすることができるが、航海の安全確保その他船長の職務に属する事項についてはこの限りでないとするべき。
- ・定期傭船者は傭船料以外にも燃料、水先料、入港料を費用負担することが通常であることから規定すべき。
- ・定期傭船者が船舶を物品運送に従事させるとき、船主は船積港の発航時において、船舶が当該航海に堪える状態であることに相当の注意を尽くす義務を負うべき。

航海傭船契約および個品運送契約:

- ・現行法と実態との乖離が大きいため、呼称や機関の定め方など修正すべき。(第 741 条)
- ・傭船者の基本的権利である解約条項を設けるべき。(新設)
- ・傭船者の安全港担保義務を設けるべき。(新設)
- ・荷送人の引渡義務および時期を規定すべき。(749 条、751 条)
- ・受取人が受取るべき時期を規定すべき。(752 条)

その後、平成 27(2015)年 3 月の同部会では、1 年間の審議をもとに「中間試案」が取り纏められ、更なる審議に向け同試案に対するパブリックコメントが募集されることとなった。

これまでの主な審議(中間試案の概要)は以下の通り。

1. 危険物に関する荷送人の通知義務

現行法では危険物の通知義務に関する明文の規定はなかったが、荷送人の通知義務に関

する規律を新設。荷送人が通知義務に違反した場合の責任は【甲案:過失責任】【乙案:無過失責任】を併記。

2. 運送人の損害賠償責任

高価品に関する特則(明告されない高価品について運送人は免責)の適用が無い場合として、運送人の故意又は【甲案:重過失】【乙案:無謀行為】を追加。

また、運送品の延着の場合の損害賠償額に関する規律について【甲案:規律を新設せず】【乙案:運送品の価額を上限とする】とする。

3. 荷受人の権利

運送途中で運送品が全部滅失した場合、【甲案:現行法維持(荷受人は権利を取得せず)】【乙案:荷受人の権利取得を認める】とする。

4. 不法行為責任との関係

【甲案:規律を新設せず】【乙案:運送契約上の運送人の責任を減免する商法の規定の効力を運送人の不法行為責任にも及ぼす】のいずれかとする。

5. 定期傭船

新たな典型契約として定期傭船契約の規律を新設。定期傭船者の利用上の指示権、船主と定期傭船者の費用負担など契約当事者間の基本的な権利義務を規定。但し、安全港担保義務に関する規定を置くかは継続検討。

6. 船舶先取特権

現行法の船舶先取特権リストの一部を削除するとともに範囲を明確化。また、国際条約を踏まえ順位の見直し、一部の船舶先取特権と船舶抵当権の優劣を継続検討。

7. 船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力

船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者にも効力を生ずる規律について、【甲案:現行法維持】【乙案:船舶所有者には効力は生じない】とする。いずれも場合も定期傭船について準用。

注1)海商とは、海上運送業等に関する特殊な規律として商法第三編(684条から851条)に定めるもの。

注2)平成24(2012)年8月から平成25(2013)年11月に16回開催。

(公社)商事法務研究会に設置され、法務省が運営を主導。

注3)諮問第99号

①商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応

②荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整

③海商法制に関する世界的な動向への対応

等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。